

医療機器修理業許可証

氏名又は名称 富士フイルムメディカル株式会社

事業所の名称 富士フイルムメディカル株式会社 大阪サービスセンター

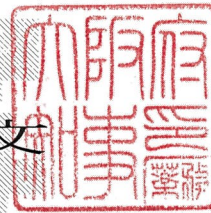
事業所の所在地 大阪府大阪市港区弁天1-2-1 大阪ベイタワーオフィス 7・12・13階

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項の規定により許可された医療機器の修理業者であることを証明する。

令和8年5月8日

大阪府知事

吉村 洋文



特定保守管理医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
光学機器関連  
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分

画像診断システム関連  
生体現象計測・監視システム関連  
治療用・施設用機器関連  
光学機器関連  
検体検査用機器関連

有効期間 令和4年5月8日 から  
令和9年5月7日 まで